

## 広島県教育委員会規則第七号

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

### 広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同条第十号中「付しよう」を「付そう」に改め、同条第十二号とし、同条第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 行政財産又は普通財産を貸し付けようとするとき。

七 貸し付けた行政財産又は普通財産に関する契約の条件を変更し、若しくはその存続期間を更新し、又はこれを解除しようとするとき。

第十一条の見出しを「（取得等の手続）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「うえ」を「上」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 相手方が個人である場合にあつては当該個人の不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第十六条第二項に規定する印鑑に関する証明書及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第六条に規定する住民票の写し又は記載事項証明書、相手方が法人である場合にあつてはその代表者の同令第十六条第二項に規定する印鑑に関する証明書及び当該法人の定款又は寄附行為の写し

第十一条第一項第四号中「寄付に」を「寄附に」に、「寄付申込書」を「寄附申込書」に改め、同項第八号中「別表」を「別表」に改め、同条第二項中「寄付の」を「寄附の」に、「寄付申込書」を「寄附申込書」に改め、同条第三項中「寄付に」を「寄附に」に、「寄付申込者」を「寄附申込者」に、「寄付受納書」を「寄附受納書」に改める。

第三十七条を第五十一条とする。

第三十六条中「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条を第五十条とする。

第三十五条を第四十九条とする。

第三十四条中「実地」を「、実地」に、「うえ」を「上、」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十三条の見出しを「（処分の手続）」に改め、同条第四号中「よる」を「規定する」に改め、同条を第四十七条とする。

第三章に次の二節を加える。

#### 第三節 行政財産の貸付け

（貸付けの手続）

第三十三条 課又は所の長は、行政財産の貸付けを受けようとする者に第十一条第一項第三号に掲げる書類を添付した財産借受願を提出させなければならない。

2 所の長は、前項の財産借受願の提出があつたときは、当該財産借受願を受け付け、その内容を調査し、意見を付して当該所を所轄する課の長に送付するものとする。

3 課の長は、前二項の規定により財産借受願を受け付けたときは、その内容を調査の上、貸付調書に財産借受願のほか、次に掲げる書類を添え、教育長の決裁を受けなければならない。

一 評価調書

二 貸付契約書案

三 関係図面

(連帯保証人)

第三十四条 課の長は、行政財産の貸付けを受けようとする者に、次の各号のいずれかに該当する連帯保証人を立てさせなければならない。ただし、貸付けを受けようとする者が国若しくは公共団体であるとき、貸付期間が一月未満であるとき、又は教育長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 県内に居住し、同一市町に引き続き二年以上年額三千元以上の固定資産税を納付している者

二 県内に居住し、固定した収入をもつて独立の生計を営む者で教育長が適当と認めるもの

2 連帯保証人が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、課の長は、行政財産の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)に直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、連帯保証承諾願を提出させなければならない。連帯保証人が死亡したときも、また同様とする。

(財産の貸付料)

第三十五条 課の長は、行政財産の貸付料を前納させなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(財産の貸付期間)

第三十六条 行政財産の貸付期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間とする。ただし、土地に地上権又は地役権を設定する場合は、この限りでない。

一 建物の所有を目的とするための土地及びその定着物(建物を除く。以下この項において同じ。)の貸付けで借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二条の適用を受けるもの 五十年

二 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とするための土地及びその定着物の貸付けで借地借家法第二十三条の適用を受けるもの 五十年  
未滿

三 前二号に掲げる貸付けを除くほか、建物の所有を目的とするための土地及びその定着

物の貸付け 三十年以下

四 植樹を目的とするための土地及びその定着物の貸付け 二十年以下

五 前各号以外の目的のための土地及びその定着物の貸付け 十年以下

六 建物その他の財産（土地を除く。）の貸付け 五年以下

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する貸付けについては、特に必要があると認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

3 第一項の期間は、同項第一号及び第二号の規定による貸付けを除くほか、更新することができる。この場合においては、更新後の貸付期間は、更新の時から同項の期間を超えないものとする。

（貸付期間更新の手続）

第三十七条 借受人が貸付期間の更新を希望するときは、課の長は、当該借受人に貸付期間が満了する日の一月前までに借受期間更新願を提出させなければならない。

（財産の貸付条件）

第三十八条 行政財産を貸し付ける場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

ただし、特別の事情がある場合においては、これらの条件を省略し、又は変更することができる。

一 貸付財産の転貸及び賃借権の譲渡を禁止すること。

二 貸付財産の目的外使用及び現状変更を禁止すること。

三 貸付財産を故意又は過失により荒廃させ、又はき損したときその他契約に違反したときは、いつでも契約を解除し、損害の賠償を要求できること。

四 財産の貸付けを受けた者において貸付財産の管理に要する費用（貸付財産に係る損害保険の保険料を含む。）を負担すること。

（用途指定の貸付け）

第三十九条 特定の用途に供させる目的をもって行政財産を貸し付ける場合は、その用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定するものとする。

（貸付財産の転貸の承諾等の手続）

第四十条 貸付財産を一時の使用に供することが明らかな場合又は県が貸し付けた土地の上に存する建物その他貸付けを受けた者が権原によつて当該土地に附属させた物件を第三者が取得した場合を除くほか、転貸又は賃借権その他財産の使用収益を目的とする権利の譲渡の承諾をしないものとする。

2 借受人が、貸付けを受けた財産の転貸若しくは賃借権その他財産の使用収益を目的とする権利の譲渡又はその使用目的若しくは現状の変更の承諾を受けようとするときは、課又は所の長は、当該借受人に賃借権譲渡（転貸）承諾願、使用目的変更承諾願又は現状変更承諾願（次項及び第四項において「承諾願」と総称する。）を提出させなければならない。

3 所の長は、前項の承諾願の提出があつたときは、当該承諾願を受け付け、その内容を調

査し、意見を付して当該所を所轄する課の長に送付するものとする。

4 課の長は、前二項の規定により承諾願を受け付けたときは、その内容を調査の上、意見を付して教育長の決裁を受けなければならない。

(借受人及び連帯保証人の住所又は氏名の変更届)

第四十一条 借受人又はその連帯保証人が住所又は氏名（法人にあつては、所在地又は名称若しくは代表者若しくはその氏名）を変更したときは、当該財産を管理する課又は所の長は、当該借受人又はその連帯保証人に直ちに変更届を提出させなければならない。

(延滞料)

第四十二条 借受人が貸付料を納付期日までに納付しなかつたときは、課の長は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十四・五パーセントの割合で計算した金額の延滞料を徴収しなければならない。

2 前項の規定により延滞料の額を計算する場合において、その額に百円未満の端数が生じるとき、又はその全額が五百円未満となるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(用途指定貸付契約の解除)

第四十三条 第三十九条の規定により用途を指定して行政財産を貸し付けた場合において、借受人が正当な理由がないのにその指定した事項を履行しないときは、課の長は、三月以内の相当な期限を定め、当該期間内に当該事項を履行しないときは、契約を解除し、及び必要な措置をすることなどを通告して、その履行を催告しなければならない。

2 前項の催告をした後、借受人が同項の期限内に指定事項を履行しないときは、課の長は、契約を解除し、必要な措置をするものとする。

(貸付財産の返還)

第四十四条 行政財産の貸付期間が満了し、又は行政財産の貸付契約を解除したときは、課又は所の長は、行政財産の貸付けを受けていた者に借受財産返還届を提出させ、その内容及び貸付財産の実態を調査し、双方確認の上でその財産の引渡しを受けなければならない。

2 第三十条第三項の規定は、前項の規定により行政財産の引渡しを受ける場合に準用する。  
(準用規定)

第四十五条 第三十三条から第三十八条まで、第四十条から第四十二条まで及び前条の規定は、貸付け以外の方法により行政財産を使用させる場合に準用する。

第四節 普通財産の貸付け

(普通財産の貸付け)

第四十六条 普通財産を貸し付ける場合については、前節（第三十六条第一項ただし書を除く。）の規定を準用する。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。